令和7年度 熊本における **労働衛生の現状**



熊本労働局 労働基準部 健康安全課

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 電話 096-355-3186

ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/



(独)労働者健康安全機構

熊本産業保健総合支援センター

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階 電話 096-353-5480 ホームページ https://kumamotos.johas.go.jp/

INDEX

_			ページ
!	熊才	ドにおける労働衛生の現状	表紙
į	はじ	こめに	
į	1	定期健康診断の結果	1
1	2	特殊健康診断の結果	3
	3	職業性疾病	5
; 1	 	じん肺管理区分の決定状況	6
	4	熱中症の発生状況	7
į	5	脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況	9
1	6	熊本県における自殺者数の推移	10
ļ	7	治療と仕事の両立支援	11
i	8	メンタルヘルス対策	12
į		(1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし	12
į		(2) ストレスチェック制度について	14
!	9	熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度のご案内	17
ļ	10	「こころの耳」のご案内	18
; 1	11	高年齢労働者の健康確保等	19
	12	エイジフレンドリー補助金	20
į	13	指導勧奨による特殊健康診断の種類及び業務内容	22
	14	トータルヘルスプロモーションプラン(働く人の心と体の健康づくり)	22
!	15	労災保険二次健康診断等給付について	23
í	16	労働安全衛生法の新たな化学物質規制	24
į	17	作業環境測定機関一覧	26
į	18	工作物石綿事前調査者制度について	26
1	19	熊本労働局第10次粉じん障害防止総合対策について	27
1	20	受動喫煙防止対策助成金について	29
1	21	騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について	30
1	22	電子申請義務化について	32
í	23	熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター(地域窓口)の活用	33

はじめに

労働者の健康をめぐる状況については、高年齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が 上昇を続けているほか、がん、脳・心臓疾患、糖尿病等の長期に治療を要する疾病を抱えなが ら働いている労働者が増加しています。また、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災 害も増加傾向となっています。働く労働者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場環境づ くりが求められており、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレン ドリーガイドライン)に基づく対策を推進するとともに、治療と仕事の両立に向けた支援をさ らに推進していく必要があります。

また、熊本県における過労死等事案である脳・心臓疾患の認定件数は令和6年度に5件、精神障害による労災認定件数は8件となっており、長時間労働による健康障害の防止対策を推進し、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。メンタルヘルス対策に関しては、労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェック等を義務付けることとした改正労働安全衛生法が令和7年5月14日に公布され、公布後3年以内に施行されることとされていますので、その実施に向けた準備をお願いします。

熊本産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などに関する相談等に対応しています。また、同センターの地域窓口(地域産業保健センター)においては、労働者数50人未満の小規模事業場に対して、有所見者に対する医師の意見聴取、長時間労働者に対する面接指導、脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する保健指導などを行っていますので、労働者の健康確保対策の推進にご活用ください。

化学物質による健康障害の防止対策としては、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制対象となっていない物質によって発生しているものが全体の8割を占めていることから、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が導入され、所要の法改正が全面施行されています。

また、熱中症による死亡災害が全国で30人以上と多発していることから、本年6月1日より 熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が義務化されま した。今年も例年になく暑い日が続いており熱中症のリスクが高まっていることから、熱中症 対策に万全を期していただきますようお願いします。

熊本労働局では、令和5年度より第14次労働災害防止推進計画(5ヵ年)に基づき、「必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする」「メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を80%以上とする」「安全データシート(SDS)の交付を行っている事業場の割合を80%以上とする」「化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場の割合を80%以上とする」などのアウトプット指標達成に向け、労働者の健康確保対策を推進してまいります(詳細については「熊本労働局ホームページ」を参照)。

本書は、各労働基準監督署に提出された各種健康診断結果報告、労働者死傷病報告(休業4日以上)などを集計・分析し、各事業場における労働衛生活動の促進に資するために作成したものです。事業者や労働衛生の実務を担当されている方々のお役に立てば幸いです。

令和7年8月

1 定期健康診断の結果(定期健康診断結果報告書より)

令和6年における職場において実施される定期健康診断の有所見率(*健康診断を受診した労働者のうち、異常の所見のある者の占める割合)は、熊本県内において62.1%となり、昨年(61.7%)より0.4ポイント増加し、全国平均(59.4%)よりも高く、依然として全国平均より高い率で推移しています。

脳・心臓疾患の発症と関係が深い健康診断項目である「血中脂質」、「血圧検査」、「血糖検査」、「尿検査」 及び「心電図検査」の有所見者については、職場における適切な健康管理を行うことが重要です。

また、健康診断の有所見者については、健康診断実施後、医師の意見を聴き、必要に応じ労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うとともに、健康指導等を通じて有所見項目の改善を図り、健康の保持増進つなげることが求められています。

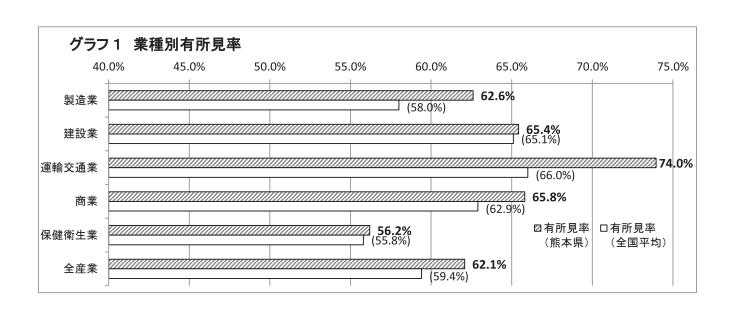
なお、定期健康診断において、「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」及び「腹囲・BMIの測定」の全ての検査項目について異常の所見があるとされた場合、または、就業環境等を総合的に勘案し、産業医等が異常の所見を認める意見を申し立てた場合は、労災保険制度により、二次健康診断給付及び特定保健指導を受けることができますのでご活用ください(二次健康診断等給付の概要及び支払件数の推移を23ページに掲載)。

(注)定期健康診断有所見者率の令和4年分については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正後の有所見者率を各期間で加重平均した推計値である。

(令和4年有所見率)=(令和4年1~9月の有所見率)×0.75+(令和4年10~12月の有所見率)×0.25

表1 定期健康診断業種別項目別有所見率(令和6年)

- 1	· /		- MY MY - 1	717 1277	<u> </u>	// / C T \ 13 1	<u> </u>						
		조 分	健康診断				血中脂質	血圧	血糖	尿(糖)	心電図	肝機能	
			実施	受診者数	有所見者数	有所見率		有所見者数(熊本)					
業	種		事業場数			(全国平均)			有所見率	区(熊本)			
製	造	業	414	50,449	31,585	62.6%	15,582	9,509	6,689	1,882	5,280	9,094	
₹ ₹	旭	*	414	30,449	31,363	(58.0%)	32.7%	18.9%	14.0%	3.8%	11.7%	19.1%	
建	設	業	52	4,191	2,742	65.4%	1,491	780	709	214	468	1,027	
	政	*	32	4,131	2,742	(65.1%)	35.8%	18.6%	17.1%	5.1%	11.7%	24.7%	
:雷:	論衣	通業	87	5,832	4,313	74.0%	2,079	1,588	1,018	403	842	1,327	
	削人		87	5,832	2 4,313	(66.0%)	37.4%	27.2%	18.4%	7.0%	15.7%	23.9%	
商		業	167	11,019	7,251	65.8%	3,299	2,387	1,368	441	1,666	1,729	
		*	107	11,019	7,201	(62.9%)	31.0%	21.7%	12.9%	4.0%	15.8%	16.2%	
湿。	油油	生業	388	44,061	24,761	56.2%	11,929	6,248	4,239	1,465	4,824	5,867	
	X王 1年)	工术	300	44,001	24,701	(55.8%)	30.0%	14.2%	10.9%	3.3%	14.8%	14.6%	
全	産	業計	1,442	1/12 71/	00 506	62.1%	43,345	25,884	17,891	5,696	16,980	24,145	
٦	王性未		1,442	142,714	88,596	(59.4%)	32.3%	18.2%	13.4%	4.0%	13.8%	17.9%	



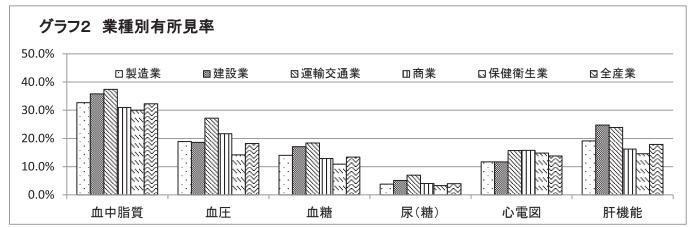


表2 熊本県の定期健康診断有所見率の推移(全業種)

			H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
熊	本	県	56.1	57.8	56.9	57.9	59.0	60.5	60.3	59.9	61.7	62.1
全	国 平	均	53.6	53.8	54.1	55.5	56.6	58.5	58.7	58.3	58.9	59.4
ポ	イント	差	2.5	4.0	2.8	2.4	2.4	2.0	1.6	1.6	2.8	2.7

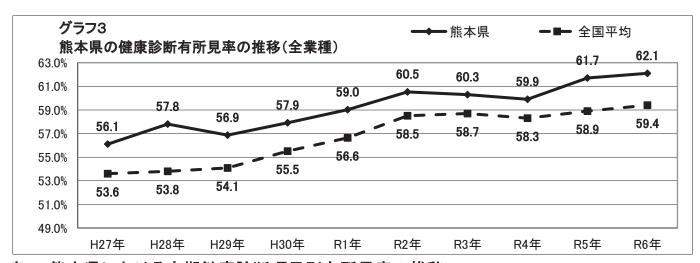
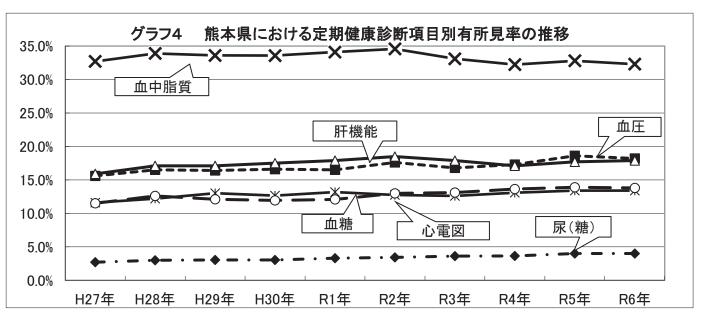


表3 熊本県における定期健康診断項目別有所見率の推移

-	_ ,	1111		<u> </u>		<u> </u>	<u>. /\ </u>	13//120	1 4 7 1 IL I				
				H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
血	中	脂	質	32.7	33.9	33.6	33.6	34.1	34.6	33.1	32.2	32.8	32.3
血		J	王	15.6	16.5	16.4	16.6	16.5	17.6	16.8	17.3	18.6	18.2
血		}	搪	11.6	12.2	13	12.7	13.2	12.8	12.6	13.1	13.4	13.4
尿	(糖)	2.7	3.0	3.0	3.0	3.3	3.4	3.6	3.6	4.0	4.0
心	電		巡	11.5	12.6	12.1	11.9	12.1	13.0	13.1	13.6	13.9	13.8
肝	梢	· j	能	15.9	17.1	17.1	17.5	17.9	18.5	17.9	17.1	17.7	17.9



2 特殊健康診断の結果(特殊健康診断結果報告書より)

表4にある一定の有害業務に従事する労働者に対する健康診断を「特殊健康診断」と呼んでいます。有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、石綿及びじん肺の健康診断において、有所見率が全国平均を上回っています。特に電離放射線健康診断の有所見率が高く、業種別でみると電気機械器具製造業で最も高く、次いで保健衛生業となっており、医療機関等以外の業種においても放射線業務従事者の線量管理を徹底することが求められます。また、有機溶剤健康診断においては、肝機能検査の有所見率が高い傾向にあります。

じん肺健康診断においては化学工業の有所見率が高く、全国平均を7.4ポイント上回っています。粉じん作業を行う事業場においては、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理を行うことが重要です。また、保護具の着用の重要性を労働者が認識することも重要であることから、労働者に対する教育も必要です。

表4 特殊健康診断実施状況(令和6年)

以 1177	- D- 113 4 HD	71244		/ light									
			法	定	の	特	殊	健	康	診	断		
	有機溶剤	鉛	特定化学 物質等	電離放射 線	石 綿	じん肺		金属製品製造	製造業輸送用機械等製造業	化学工業	その他製造業	鉱業	建設業
実 施 事業場数	445	18	506	221	18	307	247	78	43	23	103	12	20
受 診 労働者数	8,697	253	12,071	3,663	185	2,600	2,284	610	555	260	859	78	156
有所見者数	298	0	222	601	2	34	32	0	0	21	11	1	1
有所見率 熊本県	3.4%	0.0%	1.8%	16.4%	1.1%	1.3%	1.4%	0.0%	0.0%	8.1%	1.3%	1.3%	0.6%
有所見率 全国平均	3.1%	1.4%	1.6%	11.3%	1.0%	0.6%	0.6%	1.0%	0.3%	0.7%	0.6%	1.1%	0.6%

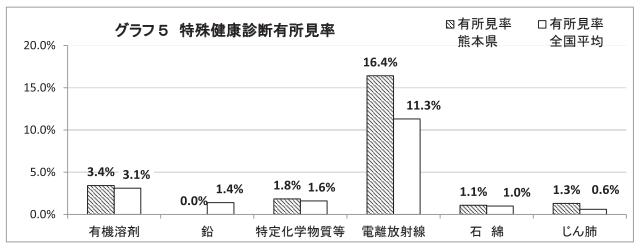
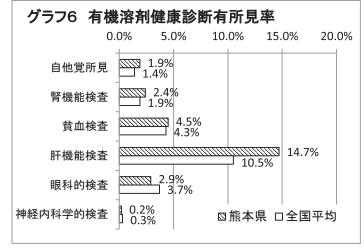


表5 有機溶剤健康診断における有所見率の詳細

<u> </u>	<u>/T / 1 DE</u>	<i>N</i> K (12 PV)	1-0317 °	<u>0 H I I I J</u>	<u> </u>	T 1744
	自他覚 所見	腎機能 検査	貧血検査	肝機能 検査	眼科的 検査	神経内 科学的 検査
熊本県	1.9%	2.4%	4.5%	14.7%	2.9%	0.2%
全国平均	1.4%	1.9%	4.3%	10.5%	3.7%	0.3%

表6 鉛健康診断における有所見率の詳細

	他覚 所見	貧血 検査	神経内科学的 検査	
熊本県	0.4%	0.0%	0.0%	
全国平均	1.1%	1.8%	0.0%	



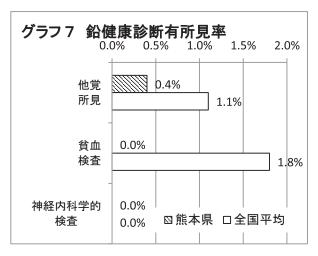


表7は指導勧奨による特殊健康診断結果です。厚生労働省が、職場における健康管理上、健康診断の実施が望ましいとする28種類の業務内容に対する健康診断結果を示したものです。

該当する業務(22ページに業務内容の一覧を掲載)を行っていれば、健康診断の実施をお勧めします。

表7 指導勧奨による特殊健康診断(熊本県)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実 施 事業場数	89	88	94	97	99	99	109	101	100	106
受 診 労働者数	7,122	7,426	8,526	9,820	9,176	8,650	9,390	5,312	6,350	6,661
平均受診率 %	73.3%	76.3%	75.5%	75.2%	73.5%	74.0%	74.2%	74.6%	75.4%	72.0%
有所見者数	782	907	915	1,399	1,443	1,272	1,298	653	660	656
有所見率 %	11.0%	12.2%	10.7%	14.3%	15.7%	14.7%	13.8%	12.3%	10.4%	9.9%

指導勧奨による健康診断の受診者数は、昨年は一昨年に比べ微増しました。また、有所見率はここ数年緩やかな減少傾向にあります(グラフ8参照)。

情報機器作業については、全国平均を大きく上回る有所見率が確認されます(グラフ9参照)。「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」(令和元年7月12日付け基発0712第3号)に基づく対策の実施が求められます。

騒音については、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境管理、作業管理、健康管理等の対策が必要となります。また、振動作業については、「チェーンソー取扱い作業指針」もしくは「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に準拠して作業を行うことが重要です。

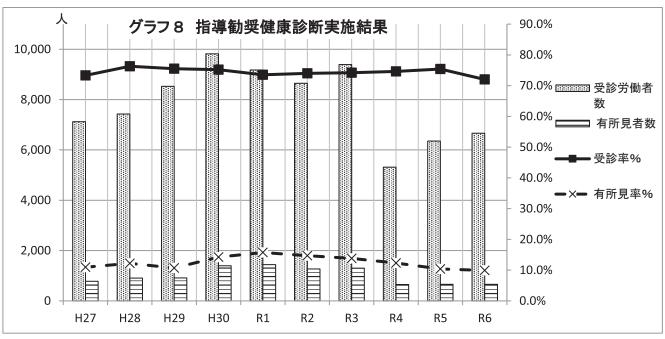
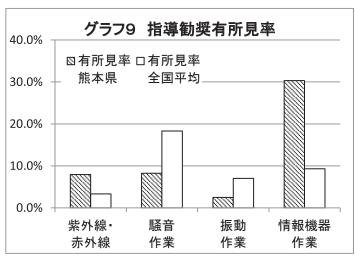


表8 行政指導による特殊健康診断 (熊本県)

	紫外線• 赤外線	騒音 作業	振動 作業	情報機器 作業
実 施 事業場数	12	52	14	11
受 診 労働者数	265	3,154	162	244
有所見者数	21	260	4	74
有所見率 熊本県	7.9%	8.2%	2.5%	30.3%
有所見率 全国平均	3.3%	18.3%	7.0%	9.3%



3 職業性疾病(労働者死傷病報告による)

職業性疾病とは、業務に起因して発症する疾病のことです。

例えば、災害性の腰痛、負傷に起因する疾病、有害物ばく露による中毒、異物侵入による眼疾患、騒音による難聴、暑熱な場所における熱中症、振動工具による振動障害、酸素濃度の低い場所での酸欠症などがあります。

熊本県における令和6年の職業性疾病による休業4日以上の死傷者数は、全体で249件でした。最も多発している職業性疾病は病原体疾病(新型コロナウイルス感染症によるもの)であり、次いで腰痛症で、平成25年6月に改正された「<u>職場における腰痛予防対策指針</u>」に基づく作業管理、運動指導等の徹底が望まれます。

また、熱中症については、高温期や暑熱順化が進んでいない時期に発生しやすくなっています。休業4日 未満の分も含めた発生状況は7ページ以降で詳述します。

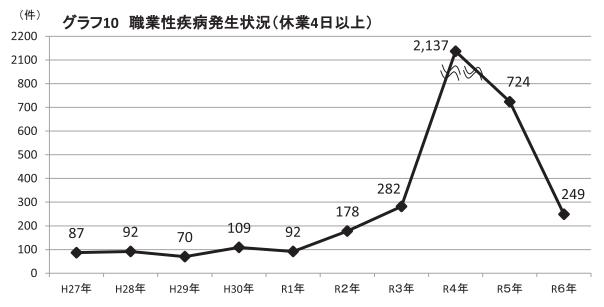
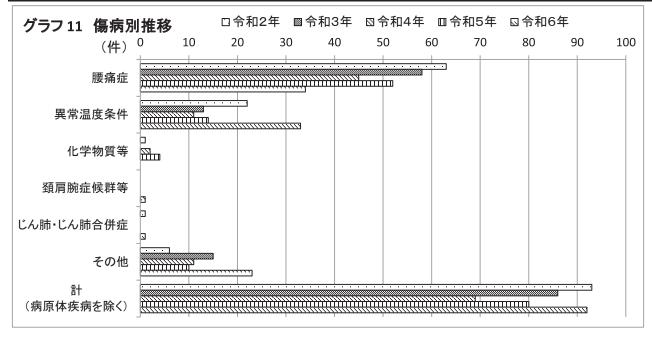


表9に、熊本県における休業4日以上の職業性疾病発生件数の内訳を示します。

表9 職業性疾病発生状況(労働者死傷病報告書より把握したもの)

女 柳木		- レヘルレ ヘノコ 13	N D 70 1991 / L3	<u> </u>		""		
(件)	腰痛症	異常温度条件	化学物質等	病原体疾病	頚肩腕症候 群等	じん肺・じん 肺合併症	その他	計
令和2年	63	22	1	84	0	1	6	177
令和3年	58	13	0	194	0	0	15	280
令和4年	45	11	2	2,068	0	0	11	2,137
令和5年	52	14	4	644	0	0	10	724
令和6年	34	33	0	157	1	1	23	249



じん肺管理区分の決定状況

特定の粉じん作業に常時従事する労働者に対し、事業場は「じん肺健康診断」を定期的に実施する必要があります。このじん肺健康診断の結果により、**じん肺の所見があると診断された場合は、じん肺管理区分の決定** 申請を都道府県労働局長に行わなくてはなりません。

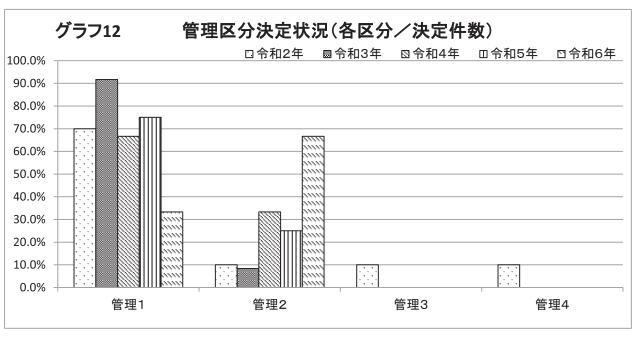
また、常時粉じん作業に従事していた労働者であった人は、いつでも、都道府県労働局長に対し、じん肺管理区分の決定申請を行うことができます。

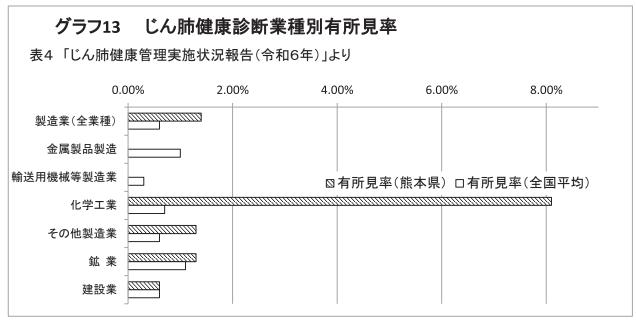
じん肺管理区分は管理1から管理4までの区分があり、<u>管理2以上が「じん肺の所見が認められるもの」</u>となります。

じん肺は、粉じん等を吸引してから相当の年月が経過して発症するものです。症状が出現するまでの間は、 作業時でも自覚症状がない場合が多いため、予防対策を怠りがちです。粉じん作業を行う場合には、<u>粉じん発生源に対する湿潤化や局所排気装置等の設置、呼吸用保護具の適切な着用</u>などが重要となります。

表10 じん肺管理区分決定状況

32 10 C10/ji	<u> </u>	17 17 P 117	·			
	管理区分	管理1	有所見者の内訳			
	決定件数	11年1	管理2	管理3	管理4	の合計
令和2年	10	7	1	1	1	3
令和3年	12	11	1	0	0	1
令和4年	6	4	2	0	0	2
令和5年	12	9	3	0	0	3
令和6年	3	1	2	0	0	2



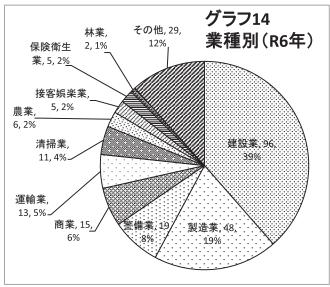


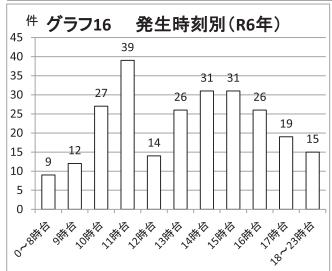
4 熱中症の発生状況

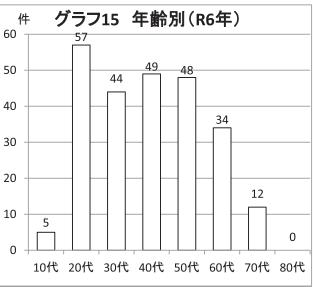
熊本県内における熱中症による令和6年の労災請求件数は249件(速報値)で、一昨年(令和5年)に比べ109件増加の急増となりました。グラフ14~17は令和6年の速報値の内訳を表しています。特徴としては、業種別で建設業、年代別で20歳代、発生時刻で11時台が最も多くなっています。発生場所では屋外・屋内を問わず発生しています。

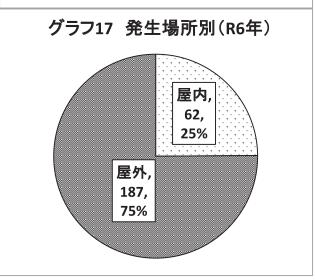
また、熱中症の中でも比較的症状の重い休業4日以上(死亡災害を含む)の災害発生件数は25件(確定値)となっており、過去10年で最多となりました。全国的にみても、重篤な熱中症災害は増加・高止まり傾向にあります。

令和7年6月1日から職場における熱中症対策が義務化されました。義務化事項は、①熱中症のおそれがある労働者を早期に把握するための報告体制整備②熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順等の作成③関係者への周知となっており、労働者に熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるときにはあらかじめ実施しておく必要があります。

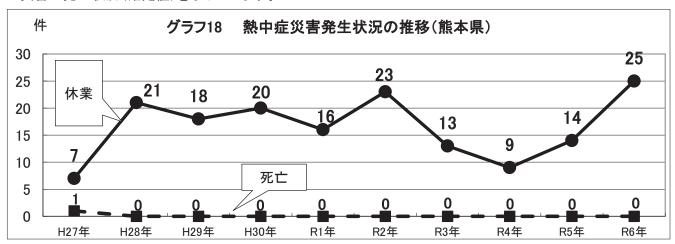


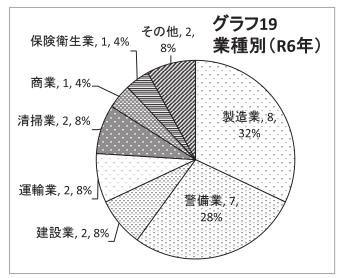


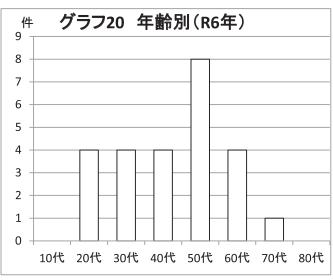


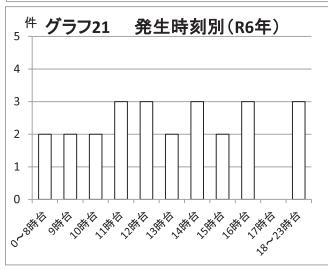


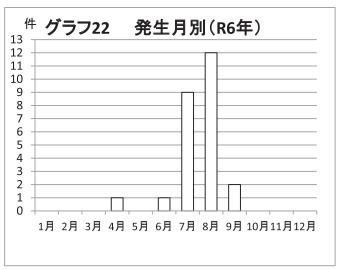
次のグラフ18~22は、職業疾病と決定された熱中症の中でも比較的症状の重い休業4日以上(死亡災害を含む) の災害の発生状況(確定値)を示しています。











以下に、全国の熱中症による死亡災害の発生状況を示します。

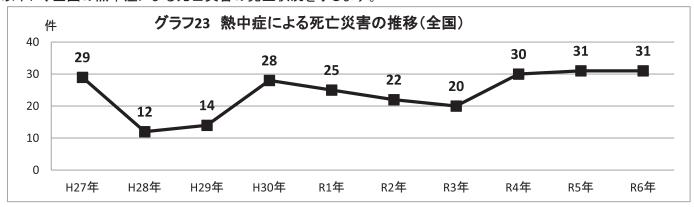
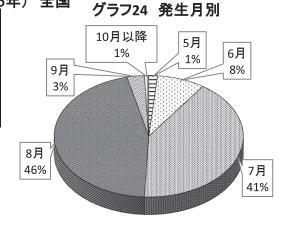


表11 熱中症による死亡災害月別発生状況(令和2年~令和6年) 全国 5月 6月 8月 9月 10月以降 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 計



5 脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況

全国的にみると、脳・心臓疾患の請求件数は令和2年度から減少していましたが、令和4年度からは増加に転じました。令和6年度は前年度に比べ微増(7件増加)となりました。精神障害等の請求件数は、近年顕著に増加傾向が認められます。

熊本県内における脳・心臓疾患事案の請求件数は10件前後で増減を繰り返している状況です。令和6年度の精神障害等の請求件数は39件となり、過去10年で最多となりました。

※ 認定件数は、年度中に「業務上」と認定した件数で、同年度以前に請求があったものを含みます。

表12 脳・心臓疾患(過労死等)事案の労災請求状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
請求件数 全 国	795	825	840	877	936	784	753	803	1,023	1,030
認定件数 全 国	251	260	253	238	216	194	172	194	214	241
請求件数 熊 本 県	6	13	14	13	14	10	9	11	14	12
認定件数 態 本 県	4	5	6	10	4	1	2	2	5	5

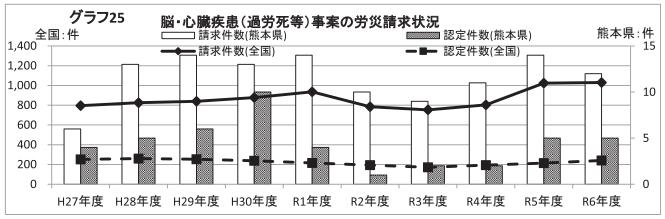
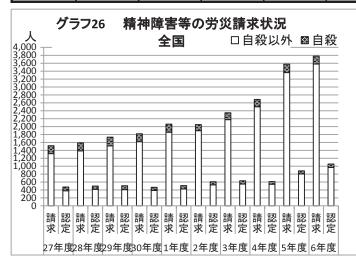
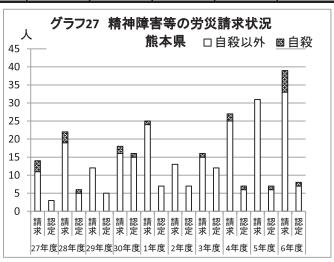


表13 精神障害等の労災請求状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
請求件数 全国	1,515	1,586	1,732	1,820	2,060	2,051	2,346	2,683	3,575	3,780
うち自殺 全国	199	198	221	200	202	155	171	183	212	202
認定件数 全国	472	498	506	465	509	608	629	710	883	1,055
うち自殺 全国	93	84	98	76	88	81	79	67	79	88
請求件数 熊本県	14	22	12	18	25	13	16	27	31	39
うち自殺 熊本県	3	3	0	2	1	0	1	2	0	6
認定件数 熊本県	3	6	5	16	7	7	12	7	7	8
うち自殺 熊本県	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1





6 熊本県における自殺者数の推移

令和6年における全国の自殺者数は、20,320人(資料:警察庁「令和6年中における自殺の状況」)となり、一時期 (平成9年から23年まで)は、年間3万人を超えていましたが、平成24年以降は減少傾向にあります。

また、熊本県内においても自殺者数は長期的には減少傾向にあり、令和6年の自殺者数は263人となり、前年に比べ16人減となりました。自殺の原因のひとつとしましては、健康問題が最も多く、家庭や経済面の問題の他、勤務問題も少なくないことが伺えます。

表14 熊本県における自殺者数の推移 資料:警察庁「令和6年中における自殺の状況」

			R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
有	職者	数	97	98	144	115	107
総	自殺者	数	296	286	319	279	263
有	職者の割	合	32.8%	34.3%	45.1%	41.2%	40.7%

(注意)R4年より統計の算出方法が変更され、被雇用者が算出されなくなったため、R4年からは有職者(被雇用者以外も含む)となっている。

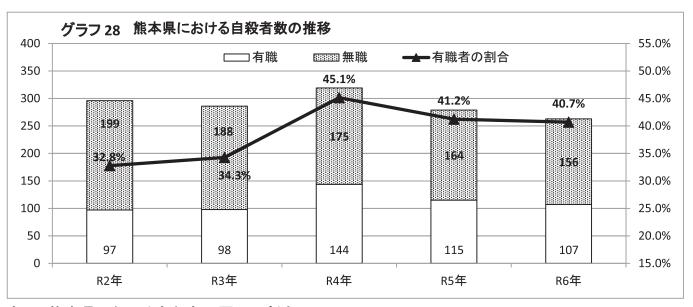
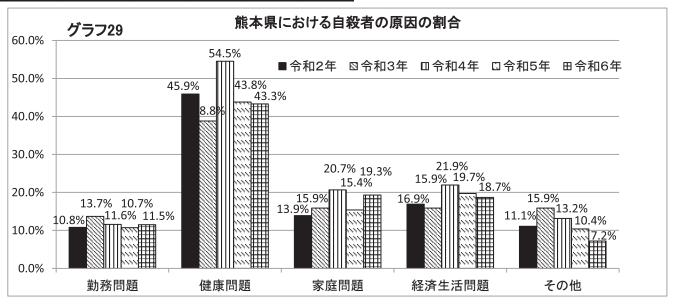


表15 熊本県における自殺者の原因の割合

	勤務問題	健康問題	家庭問題	経済生活問題	その他
令和2年	10.8%	45.9%	13.9%	16.9%	11.1%
令和3年	13.7%	38.8%	15.9%	15.9%	15.9%
令和4年	11.6%	54.5%	20.7%	21.9%	13.2%
令和5年	10.7%	43.8%	15.4%	19.7%	10.4%
令和6年	11.5%	43.3%	19.3%	18.7%	7.2%

自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる 原因・動機の複数計上を可能としているため、本 調査項目の比と自殺者数内訳とは一致しない。

資料:警察庁「令和6年中における自殺の状況」



7 治療と仕事の両立支援

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業主の努力義務となりました(令和8年4月1日施行)。

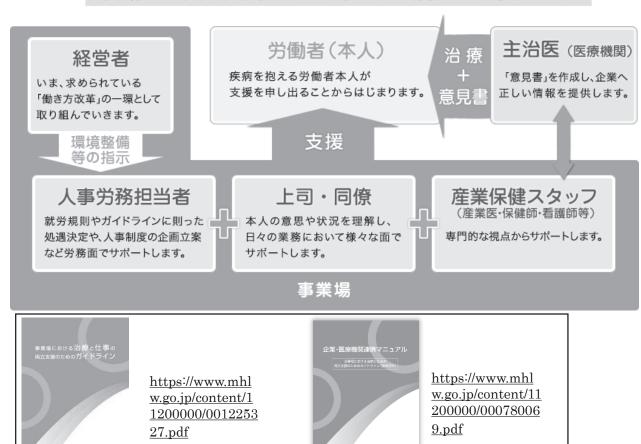
それまで健康だった人が、がんや脳卒中等の疾病を発症して治療が必要になると、中には、発症前の勤務形態では働けなくなることがあります。また、治療に要する期間は、疾病の種類などによって長さが異なりますが、治療を継続しながら働き続けたい労働者と、労働者を雇用している事業主にとっては、これらをいかに両立させるかは重要な課題です。まずは、経営トップが、働き方や職場環境の整備に理解を示すことが必要です。

また、治療を継続しながら働くということを可能にするためには、人事労務担当者、産業保健スタッフ及び共に働く上司や同僚の理解が不可欠です。更には、主治医と産業医・産業保健スタッフが連携して、治療を継続しながら働き続けられる職場を実現することが求められます。

厚生労働省が公表している「**事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**」には、両立支援にあたっての留意事項や準備事項、支援の進め方が示されています。また、当該ガイドラインの参考として「企業・医療機関連携マニュアル」も示されています。

ガイドラインでは、利用可能な支援制度・支援機関も一覧できますので、ぜひご活用ください。

労働者本人・関係者間の連携が重要です。



<u>熊本県地域両立支援推進チーム</u>を構成し、治療と仕事の両立支援について普及啓発を行っています。 構成機関・団体(順不同)

育生労働名

- 〇熊本労働局 労働基準部 健康安全課/職業安定部 職業安定課・職業対策課/雇用環境・均等室
- 〇熊本県 健康福祉部 健康局 健康づくり推進課

算生學學家

- ○熊本県医師会 ○熊本県経営者協会 ○熊本県労働基準協会 ○熊本県難病相談・支援センター
- 〇熊本県医療ソーシャルワーカー協会 〇熊本産業保健総合支援センター
- 〇日本キャリア開発協会/キャリアコンサルティング協議会 〇熊本労災病院
- 〇日本労働組合総連合会熊本県連合会 〇日本産業カウンセラー協会九州支部
- ○熊本県社会保険労務士会 ○国立病院機構 熊本医療センター ○全国健康保険協会熊本支部

8 メンタルヘルス対策

5の精神障害による労災請求状況や6の自殺問題でみたとおり、職場におけるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。一方で、熊本労働局が令和6年11月に県内の事業者に対して実施したアンケート調査によれば、「メンタルヘルス対策に取り組んでいない」と回答した企業は29.0%となっており、県内における取り組みは低調な状況となっています(熊本労働局第14次労働災害防止推進計画令和6年度アウトプット指標の達成状況)。

厚生労働省は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針、平成18年3月策定)を定め、職場のメンタルヘルス対策を推進しています。また、令和7年5月14日に改正労働安全衛生法が公布され、ストレスチェックについて、実施は努力義務となっていた常用労働者数50人未満の事業者においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました(公布後3年以内に政令で定める日から施行)。

(1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし

1. 趣旨

本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置(以下「メンタルヘルスケア」という。)が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものです。 【指針:1】

労働安全衛生法

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な 措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2. メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者は、自らがストレスチェック制度を含めた事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定する必要があります。

また、その実施に当たってはストレスチェック制度*の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要がある。これらの取組みにおいては教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。

さらに、メンタルヘルスケアを推進するに当たっては、次の事項に留意してください。 【指針:2】

心の健康問題の特性

心の健康については、その評価には、本人から心身の 状況の情報を取得する必要があり、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいため、そのプロセスの 把握が困難です。また、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題があります。【指針:2-①】

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっての、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件です。【指針:2-②】

留意事項

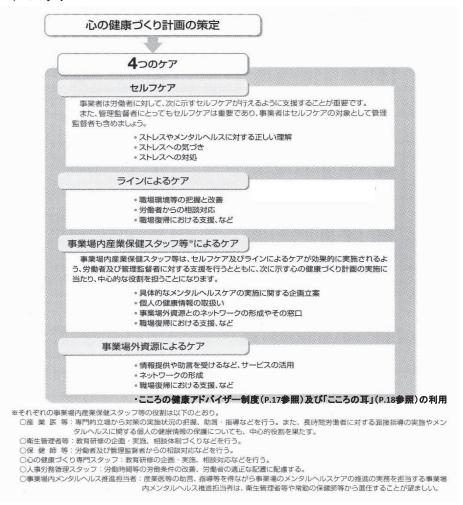
人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、職場配置、人事異動、職場の 組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によっ て、より大きな影響を受けます。メンタルヘルスケア は、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない 場合が多くあります。 【指針:2-③】

家庭・個人生活等の職場以外の問題

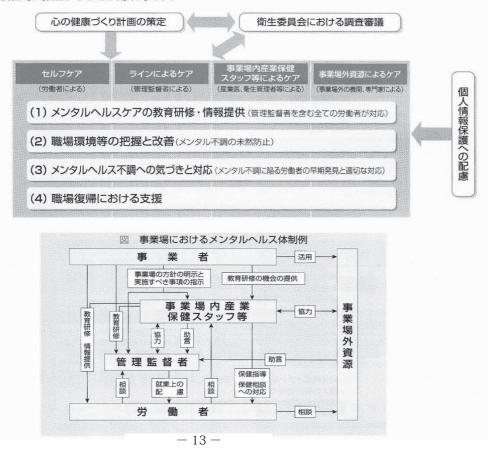
心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあります。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多くあります。【指針:2-④】

3. 4つのメンタルヘルスケア



4. メンタルヘルスケアの具体的進め方

上記3の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組みを積極的に推進することが効果的です。



(2) ストレスチェック制度について

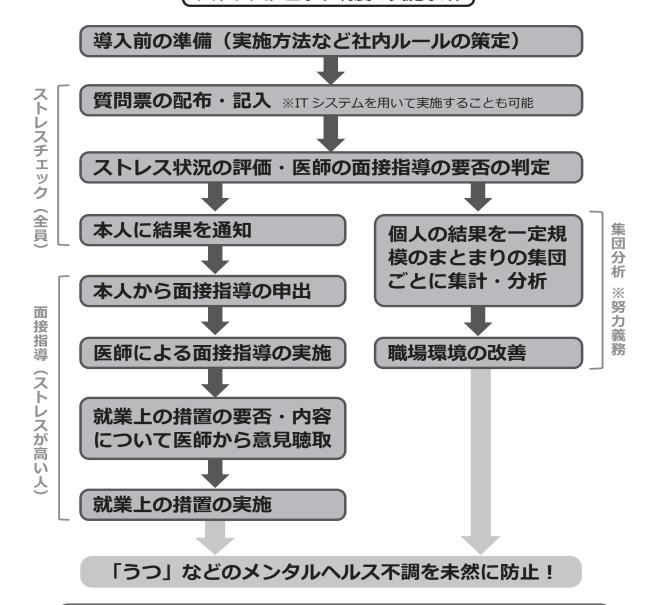
ストレスチェック制度は、労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接指導を受けて助言してもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場環境の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を<u>未然に防止するため</u>のものです。

具体的には、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査です。

労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回この検査を実施することが義務づけられています(労働者50人未満の事業場については12ページ参照)

ストレスチェック制度(準備から事後措置まで)の実施手順は下記のとおりです。

ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に 所定の様式で報告する必要があります。

1 ストレスチェック導入前の準備

- 会社として「メンタルヘルス不調の未然防止のためのストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示す。
- 事業場の衛生委員会で、ストレスチェック制度の実施方法などを協議する。
- 話し合いで決めたことを社内規定で明文化し、全ての労働者に周知する。
- 〇 実施体制・役割分担を決める。

2 ストレスチェックの実施

- 〇 調査票を配布し、記入してもらう
 - ① ストレスの原因に関する項目
 - ② ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する項目 以上の3項目を含む調査票でなければならない。なお、厚生労働省では57項目 の調査票の使用を推奨している。
- ④ ストレスチェックの<u>実施者となれる者は、医師、保健師、法定の研</u> 修を終了した歯科医師・看護師、精神保健福祉士及び公認心理師に限られる。
- ⑤ 解雇、昇進、又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者(人事権者)はストレスチェックの実施者にはなれない。
- 〇 調査票の回収、記入の確認、データ入力
- ① 記入済みの調査票は、実施者及び補助を行う実施事務従事者<u>(人事権</u> 者は従事不可)が回収する。
- ② 第三者、人事権を持つ職員は記入・入力後の調査票を閲覧できない。
- ③ 回収した調査票を基に、医師等の実施者がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選ぶ。
- <u>ストレスチェックの結果は実施者(または補助をする実施事務従事者)か</u> ら直接本人に通知されます。事業主への結果通知は、本人の同意がなければ できない。
- ストレスチェックの結果は、<u>実施者(または補助をする実施事務従事者)</u>が保存する。

企業内のキャビネットやサーバー内に保管することも可能であるが、第三者が閲覧できないよう実施者による鍵やパスワードの管理が必要である。

3 面接指導の実施と就業上の措置

- ストレスチェック結果で、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師による面接指導を実施する。
 - ※申出は結果が通知されてから1か月以内に行う必要がある。

- O 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無、その内容について意見を聴き、それを踏まえて必要な措置の実施する必要があります。 ※医師からの聴取は面接指導後1か月以内に行う必要がある。
- 〇 面接指導の結果は事業所で5年間保存
 - ※①実施年月日、②労働者の氏名、③面接指導を行った医師の氏名、④労働者の勤務状況、ストレスの状況、⑤就業上の措置に関する医師の意見が記録に含まれていなければなりません。

4 集団分析と職場環境の改善(※努力義務)

- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団 (部、課、グループ等)ごとに集計・分析してもらいます。
- 集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行います。

5 注意しなければならないこと

○ ストレスチェック制度は、労働者の個人情報が適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者が安心して受け、適切な対応や改善につなげられます。そのため、**情報の取扱いに留意するとともに、不利益な**取扱いはできません。

6 プライバシーの保護

- 事業者がストレスチェック結果に関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはなりません。
- ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者(実施者とその補助をする実施事務従事者)には法律で守秘義務が課せられ、違反した場合処罰の対象となります。
- 事業者に提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内で共有する場合においても必要最小限の範囲にとどめてください。

7 不利益取扱いの防止

- 事業者が以下の行為を行うことは禁止されています。
 - ① 次のことを理由に労働者に不利益な扱いを行うことはできません。
 - ストレスチェックを受けないこと
 - ・ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
 - 医師による面接指導を受けたい旨の申出を行ったこと
 - ・医師による面接指導の申出を行わないこと
 - ② 面接指導の結果を理由として、解雇、雇止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換、職位の変更を行うことはできません。

熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度のご案内

こころの健康アドバ・

職場の人間関係などで不安感や無気力になっている状態が続いていれば それはうつ病のサインかもしれません。

「おかしいな」と気づいたら、

お気軽に下記の医療機関にご相談ください。

専門の医師をはじめ、 スタッフ(*特神保護権は主、)が無 泉族も相談可)でご相 談をお受けします。 は守られます。 希望に応じ、投薬等の治療 (有料)も受けられます。



熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度《無料相談》参加34機関

相談日時は下記のとおりです。 (能本労働局、能本県医師会のホームページにも掲載しております。)

熊本・宇城地区

窪田病院 〒861-8038 熊本市東区長嶺東2丁目11-95

TEL (096) 380-2038 《受付》月~金/9:00~16:00

ニキハーティーホスピタル 〒862-0920 熊本市東区月出4丁目6-100

TEL (096) 384-3111 《受付》水/9:00~12:00

くまもと青明病院 〒862-0970 熊本市中央区渡鹿5丁目1-37

TEL (096) 366-2291 《受付》月 - 金/14:00~17:00

桜が丘病院

〒860-0082 熊本市西区池田3丁目44-1

TEL (096) 352-6264 《受付》月~金/9:00~12:00

城山病院

〒860-0068 熊本市西区上代9丁目2-20

TEL (096) 329-7878

《受付》水・木・金/9:00~11:00

〒860-0862 熊本市中央区黒髪6丁目12-51 TEL (096) 343-1463

《受付》月・水・木・金/

9:00~10:00, 13:00~15:00

火・土/09:00~10:00

明生病院

〒860-0083 熊本市北区大窪2丁目6-20 TEL (096) 324-5211

《受付》木/13:30~15:30(要予約)

ピネル記念病院

〒862-0916 熊本市東区佐土原1丁目8-33 TEL(0964)22-1081 TEL (096) 365-1133 《受付》月·土/(要予約)

10:00~12:00, 14:00~16:00

日隈病院

〒860-0832 熊本市中央区萩原町9-30

TEL (096) 378-3836

《受付》月~金/9:00~11:00,14:00~16:00

森病院

〒861-4101 熊本市南区近見1丁目16-16 TEL (096) 354-0177

《受付》月~金/随時(要予約)

よやすクリニック

〒860-0823 熊本市中央区世安町231-9

TEL (096) 322-0353 《受付》火/14:00~15:00(要予約)

みとま神経内科クリニック

〒862-0972 熊本市中央区新大江2丁目5-12 TEL (096) 372-3133

《受付》月~土/8:45~17:30

(但し、水・木は午前のみ、土は15:30まで)

向陽台病院

〒861-0142 熊本市北区植木町鐙田1025 TEL (096) 272-5250

《受付》木/14:30~16:00

希望ヶ丘病院 〒861-3131 上益城郡御船町豊秋1540

TEL (096) 282-1045

《受付》月~金/9:00~11:30.13:30~16:00

〒861-2233 上益城郡益城町惣領1530 TEL (096) 286-3611

《受付》月~金/9:00~16:00

松田病院

〒869-0542 宇城市松橋町豊崎1962-1

TEL (0964) 32-0666

《受付》第1、第3水/13:30~15:30

くまもと心療病院

〒869-0416 宇土市松山町1901

(受付) 月~金/9:30~16:00 (要予約)

八代・水俣地区

高田病院

〒866-0065 八代市豊原下町4001

TEL (0965) 33-1191

《受付》月~金/9:00~16:00(要予約)

八代更生病院

〒866-0043 八代市古城町1705

TEL (0965) 33-4205

《受付》月/14:00~16:00

〒866-0895 八代市大村町720-1

TEL (0965) 32-8171

《受付》月~金/13:00~17:00

みずほ病院

〒867-0034 水俣市袋705-14

TEL (0966) 63-5196

《受付》月~金/14:00~16:00 (要予約) 《窓口》医療相談室

水俣病院

〒867-0008 水俣市浜4051 TEL (0966) 63-3148

《受付》月~金/9:00~10:30

神経内科リハビリテーション協立クリニック

〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2-28 TEL (0966) 63-6835

《受付》月 - 金/14:00~17:00

玉名・荒尾地区

城ヶ崎病院

〒865-0041 玉名市伊倉北方265

TEL (0968) 73-3375

《受付》月/16:00~17:00

-17-

〒864-0002 荒尾市万田475-1 TEL (0968) 62-1138

《受付》木/(要予約)

9:00~11:00、14:00~16:00

荒尾こころの郷病院

TEL (0968) 62-0657

《受付》月~金/9:00~16:00 (要予約)

〒864-0041 荒尾市荒尾1992

阿蘇やまなみ病院

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地115-1

TEL (0967) 22-0525

《受付》月~金/9:00~11:00,13:00~15:30

洒井病院

〒863-0006 天草市本町下河内964

TEL (0969) 22-4181 《受付》水/9:00~12:00

菊池・山鹿・合志地区

菊池有働病院

〒861-1304 菊池市深川433

TFI (0968) 25-3146

《受付》月 · 火/14:00~16:00

莓陽病院 〒869-1102 菊池郡菊陽町大字原水5587

TEL (096) 232-3171

《受付》月~金/9:00~12:00

中山記念病院

〒861-1102 合志市須屋702

TEL (096) 343-2617

《受付》月~金/9:30~12:00

山鹿同牛病院

〒861-0533 山鹿市古閑1500-1

TEL (0968) 44-2211 《受付》火/13:00~16:00

人吉・球磨地区 人吉こころのホスピタル

〒868-0015 人吉市下城本町1501

TEL (0966) 22-4051 《受付》月~金/9:00~11:00 (要予約)

〒868-0086 人吉市下原田町西門1125-2

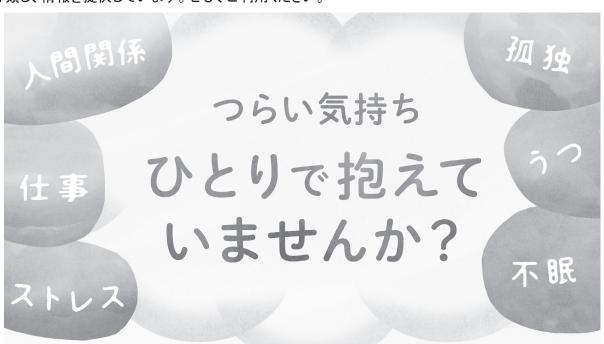
TEL (0966) 22-5207 《受付》月~金/9:00~17:00

||主催:熊本労働局・労働基準監督署・熊本県医師会・熊本県精神科協会・熊本産業保健総合支援センター・地域産業保健センター

10「こころの耳」のご案内

「こころの耳」は、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、 メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータル サイトです。

サイトを利用される方に合わせて「働く方」「ご家族の方」「事業者の方」「部下を持つ方」「支援する方」の5 つ分類し、情報を提供しています。ぜひ、ご利用ください。



こころの耳がサポートします

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする 職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです



、無料でご利用いただけます ∕

セルフチェック

今のストレス状態を 把握する

セルフケア

ストレスとの自分なりの つきあい方を見つける

eラーニング

知識を身につけ 実践する

こころの耳の相談窓□



働く人の 「こころの耳電話相談 |

000120-565-455



月曜日・火曜日 17:00~22:00 土曜日·日曜日 10:00~16:00 (祝日、年末年始はのぞく)

働く人の 「こころの耳SNS相談 |

スマートフォンなどで右のQRコード を読み取ると友だち登録できます



月曜日・火曜日 17:00~22:00 土曜日・日曜日 10:00~16:00 (祝日、年末年始はのぞく)

働く人の

「こころの耳メール相談 |

こころの耳メール





24時間受付 1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめ利用規約をご確認ください。

11 高年齢労働者の健康確保等

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

エイジフレンドリーガイドライン

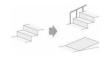
(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう









1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット 事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)** 身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況 を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行 うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いの ために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
 - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針) 」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。 (再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

12 エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度(2025年度)版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を 補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助 金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日~令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース	ス名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円 (消費利	党を除く)	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた</u> 、 優先順位の高い労働災害防止対策 に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・中小企業事業者・1年以上事業を実施していること・役員を除き、自社の
Ⅲ 職場環境改善コープ・補助率 1 / 2・上限額 1 0 0 万円 (消費利		・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装 置の導入その他の労働災害防止対策に要する経 費(機器等の導入、工事の施工等)	労災保険適用の 高年 齢労働者 (60歳以 上)が常時1名以上 就労していること ・高年齢労働者が対策
熱中症予防対策フ	゚ヺン	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中 症予防対策に要する経費(機器の導入等)	を行う作業に就いて いること
Ⅲ 転倒防止・腰痛予 防のための運動指 導コース	転倒 防止	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)	・中小企業事業者
・補助率 3/4 ・上限額 100万円 (消費税を除く)	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による 身体機能のチェック及び専門家による運動指導 を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上 の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)	・1年以上事業を実施 していること・役員を除き、自社の 労災保険適用の労働
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円 (消費税を		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費(役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります)	者(年齢要件なし) が常時1名以上就労 していること

【注意事項】

- ・補助金の交付は 1 年度につき 1 回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施 事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

総合対策コースの補助金申請の流れ ■は事業者が実施します。 ■専門家が実施します。 ■は事務センターが実施します。 リスクアセスメント関係 ■■■労働災害防止対策関係■■■■ 精算関係 約1カ月 🍑 必ず③の後に開始 必ず♀の後に開始 約2カ月 のを⑥ 4 1 1 1 (リスクアセスメント実施計画) (リスクアセスメント実施計画) 事業者が交付申請書類を提出 (5) **6** (労働災 (リスクアセスメント関係) の実施計画や見積等を添付)をもとに、労働災害防止対策をもとに、労働災害防止対策 学業者が交付申請書類提出 入・工事(実施結果書を事業者に発行専門家がリスクアセスメン 完入 了・ 事業者が業者に発注 事業者が業者に発注 事業者が支払請求書類を提出 専門家がリスクアセスメント 害防止対策関係 の施取 が組 (機 事業者に発行 等)の実施、(機器等の流 ★ 総合対策コースの手続きは、 「リスクアセスメント関係」 労働災害防止対策関係を実施しない 労働災害防止対策関係が不交付決定

※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止関係」について、それぞれ交付申請が必要です(それぞれ審査、 交付決定の手続があります)。

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 補助金の支給請求(経費の精算)は、「● 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者に発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑤ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求(精算)を行ってください。

職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指 <u>導コース、コラボヘルスコースの</u>補助金申請の流れ



※共通の注意事項※

と「労働災害防止対策関係」 の2つの手続きがあり、他の

コースより時間を要します。

- ・この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始(専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を<u>発注</u>)していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始(発注)していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- ・また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前(着手時点など)に業者等に代金等を支払った場合(いわゆる「前払い」)についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください

令和7年度エイジフレンドリー補助金

で検索!



13 指導勧奨による特殊健康診断の種類及び業務内容

番号	業務の内容
1	紫外線・赤外線にさらされる業務
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
3	削除
4	黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
6	亜硫酸ガスを発散する場所における業務
7	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
0	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務
9	又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
10	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じ
10	んを発散する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又は
	そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
16	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20	キーパンチャーの業務
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
22	地下駐車場における業務(排気ガス)
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チッピングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱いの業務
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26	金銭登録の業務
27	引金付工具を取り扱う作業
29	VDT作業(情報機器作業)
30	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

14 トータルヘルスプロモーションプラン(働く人の心と体の健康づくり)

Total Healthpromotion Plan (働く人の心とからだの健康づくり)

肥満や高血圧など、現代の働く人を取り巻く様々な健康の問題に、職場としてどのような対策をしたらいいのかお困りの事業所は多いのではないでしょうか?働く人の心とからだの健康づくり(THP)は、事業者、労働者、サービス機関がそれぞれの立場で継続的に取り組むことにより、それらの問題を長期的に解決へ導くものです。

能	日本赤十字社熊本健康管理センター	〒861-8528 熊本市東区長嶺南2-1-1
熊 本 T	ロ本外十十社原本健康官垤センダー	Tel 096-384-3100
	(医)室原会 菊南病院	〒861-5517 熊本市北区鶴羽田3-1-53
H	(区)主冰云 为用物风	Tel 096-344-1711
P	(医社)稲穂会 天草慈恵病院健診センター	〒863-2502 天草郡苓北町上津深江278-10
健康づ	(区性/相談会 人中感恩例优度的ピング	Tel 0969-37-1730
原	能本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階
<		Tel 096-355-3186
	独立行政法人労働者健康安全機構	〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番24号住友生命熊本ビル3階
協	熊本産業保健総合支援センター	Tel 096-353-5480
協議会	(一社)熊本県労働基準協会	〒861-5535 熊本市北区貢町691-1
会	(位/旅平东万衡奉牛励云	Tel 096-245-7821

熊本THP健康づくり推進連絡協議会 事務局 (一社)熊本県労働基準協会 Tel 096-245-7821

15 労災保険二次健康診断等給付について

詳細はこちら→



労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」といいます。)において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見がある場合に、二次健康診断等給付が受けられます。

給付の要件

- 1 一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、異常の所見があると判断されたときに 二次健康診断給付を受けることができます。
 - ① 血圧検査、② 血中脂質検査、③ 血糖検査、④ 腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定なお、一次健康診断の担当医師より、①から④の検査項目において「異常なし」と判断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。
- 2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。
- 3 労災保険の特別加入者ではないこと。(特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、二次健康診断等給付の対象とはなりません。)

給付の内容

- 二次健康診断給付では、二次健康診断と特定保健指導があります。
- 1 二次健康診断

脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には次の検査を行います。

- ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1C(エーワンシー)検査
- ④負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方の検査 ⑤頸部 超音波検査(頸部エコー検査)⑥ 微量アルブミン尿検査(一次健診の尿蛋白検査で疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見が認められた場合のみ)
- 2 特定保健指導
- 二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師または保健師の面接により 行われる保健指導です。
 - ① 栄養指導 ② 運動指導 ③ 生活指導

(二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は、特定保健指導は実施されません。)

給付請求の方法

二次健康診断等給付を受けようとする方は、「二次健康診断等給付請求書」(様式16号の10の2)に必要事項を記入し一次健康診断の結果を証明する書類を添付して、労災病院又は労働局長が指定する病院・診療所を経由して所轄の労働局に請求することとなります。

請求にあたっての注意事項

- 1 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3ヶ月以内に行わなければなりません。
- 2 二次健康診断等給付は1年度内(4月1日から翌年の3月31日までの間)に1回しか受けることが できません。
- 3 二次健康診断等給付は、労災病院又は労働局長が指定する病院・診療所においてのみ二次健康診断及び特定保健指導を無料で受診できるものです。

表16 二次健診等給付支払件数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支払件数	277	293	246	206	389	392	354	343	313	438

16 労働安全衛生法の新たな化学物質規制

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が 不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)は年 間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶たないことから、新たな化学物質規制の 制度が導入されました。

職場における

労働者が安全に働くために

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセス メントの実施義務対象物質が大幅 に増加します※1

POINT

リスクアセスメント結果を踏まえ、労 働者がばく露される濃度を基準値 以下とすることが義務付けられます※2

POINT

物質

化学物質を製造・取り扱う労働者 に、適切な保護具を使用させること が求められます※3

POINT

自律的な管理に向けた実施体制 の確立が求められます(化学物質管理者 の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等

- ※1・・・・国によるGHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加 ※2・・・・厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)が対象 ※3・・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります





これまでの化学物質規制

GHS分類で危険有害性に該当しない物質



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

有害性に関する情報量

自律的な管理が今後の規制の基軸になります!

製造・使用等の禁止 8 特化則・有機則等 123 に基づく 自主管理が困難で 674 個別具体的な措置 有害性が高い物質 物質 ラベル・SDS 許容濃度又はばく露限界値が 一般的な措置義務 示されている危険・有害な物質 義務 (具体的な措置基準なし) GHS分類で 数万 危険有害性がある物質

見直し後の化学物質規制

約2,900物質 デルラベル・SDS作成済みの物質) 数万物質 国のGHS分類により危険性・有 国によるGHS 害性が確認された全ての物質 ラベル・SDSによる ラベル・SDSによる伝達義務 リスクアセスメント リスクアセスメント実施義務 実施努力義務 ばく露を基準 ばく露を最小限 ばく露を最小限度に する努力義務 以下とする義務 度にする義務 適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用

義務·努力義務

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号)」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令 第91号)」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

※ラベル表示・SDS交付義務化される化学物質は、今後、順 次追加され約2900物質となる予定です。労働安全衛生総合研 究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、予定リストが 公開されています。右の二次元バーコード又はURLよりご確認く ださい。



https://www.jniosh.johas. go.jp/groups/ghs/arikatak en report.html

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、 施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
	安衛令 別表第 9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか?		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか? 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか? 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか? (保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年)		② ③ ②、③
化学物質管理体系	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか? 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の 製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか? 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか? (明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く)		3 2
管理	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか?		2,3
の	安衛則 第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか? 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか?		2
見直し	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか? (最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで)		2
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画 を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか?		3
	安衛則 第577条の2第 3項か6第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年) 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)		3
実	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか?		3
確立	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	(労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか?		3
世制の	安衛則 第35条	雇い入れ時 教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか?		3
	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか?		1
情報伝達	安衛則 第24条の15第2 項·第3項、第 34条の2の5第 2項·第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に 更新して顧客などに通知していますか?		2
の強化	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか? SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか? ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		3
	安衛則 第33条の2	別容器等での 保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付 等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか?		2
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることをを知っていますか?		2
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか? 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか?		3
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか?		2

(注)施行期日の①~③は以下に対応。

規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

- ①2022年(令和4年)5月31日(施行済)
- ②2023年(令和5年)4月1日
- ③2024年(令和6年)4月1日

詳細はこちら



17 作業環境測定機関一覧

			作業	環境測定	法施行	規則別表	各号の作	業場
測定機関名	所在地	電話番号	個人サン プリング	1号 (粉じん)	2号 (放射 線)	3号 (特定化学 物質)	4号 (金属関係)	5号 (有機溶剤)
(株)MCエバテック 分析事業部 熊本分析センター	〒869-0451 宇土市北段原町230	0964-22 -4790	0	0	-	0	0	0
(株)同仁グロ―カル	〒861-2202 上益城郡益城町田原 2081-25	096-286 -1311	0	0	ı	0	0	0
㈱朝日環境分析センター	〒866-0034 八代市新港町2-2-8	0965-37 -1377	-	0	ı	0	0	0
㈱野田市電子	〒860-0827 熊本市中央区世安2丁 目1番16号	096-322 -0167	0	0	-	0	0	0
(株)三計テクノス	〒861-8035 熊本市東区御領5丁目 10-20	096-388 -1222	ı	0	ı	0	0	0
㈱再春館安心安全研究所	〒862-0924 熊本市中央区帯山4丁 目17番1号	096-385 -1222	0	0	_	0	0	0
㈱アースフィールド・プロ	〒862-0954 熊本市中央区神水2丁 目2-2 アリビル201	096-285 -7094	_	0	_	_	-	_

18 工作物石綿事前調査者制度について

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の石綿事前調査には資格取得が必要になります。

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等が該当します。





19 熊本労働局第10次粉じん障害防止総合対策について

主として小さな土ぼこりや金属の粒等の粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」と言います。じん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺に罹患しないための対策が必要となります。

熊本労働局においては、これまで5年ごとに粉じん障害防止総合対策を策定し、対策の推進を図ってきましたが、近年も新規有所見者が毎年発生していることから、粉じん障害防止対策を一層推進するため、熊本労働局第10次粉じん障害防止総合対策を策定しました。



正常な肺 じん肺に罹患した肺

実施期間: 令和5年度から令和9年度まで(5年間)

重点事項

- 1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- 2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3. じん肺健康診断の着実な実施
- 4. 離職後の健康管理の推進
- 5. アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- 6. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

※重点事項にない他の粉じん作業においても、第9次粉じん障害防止総合対策に引き続き、下記 1 3 4 の粉じん障害防止対策を実施してください。

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させてください。

粉じん障害防止として有効な「電動ファン付き呼吸用保護具」を使用しましょう。

令和6年4月より、作業環境測定で第三管理区分となりその改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用すること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストの実施が義務付けられます。





2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

令和2年に改正された「粉じん障害防止規則」及び「ずい道建設工事における粉 じん対策に関するガイドライン」に基づき対策を実施しましょう。

粉じん作業を行う坑内作業場では、切羽の近接する場所で半月に1回の濃度 測定のほか、特定の作業(コンクリート吹付、鉱物の掘削、積み込み、積卸し等) では電動ファン付き呼吸用保護具を使用させます。

「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働 基準監督署長に提出する場合には、「粉じん対策に係る計画」を添付します。





https://www.mh lw.go.jp/content /11305000/0006 54683.pdf

改正ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(令和3年4月1日施行)

- ・ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加(測定方法・作業方法、呼吸用保護具の点検)
- ・粉じん発生源に係る措置(工法、掘削、ずり積み等)
- ・換気装置・集じん装置による換気方法、記録等
- ・粉じん目標濃度を3mg/m³から2mg/m³へ
- ・測定結果に応じた有効な電動ファン付き保護具の使用
- 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実、切羽近接場所での測定方法
- ・労働衛生教育の実施 等

3 じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業従事労働者には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者に義務付けられています。

じん肺健康診断(じん肺管理区分1は3年毎、じん肺管理区分2又は3は年1回)を実施しましょう。

毎年(じん肺健康診断実施の有無にかかわらず)、 じん 肺健康管理実施状況報告(様式第8号)を報告対象年の翌 年2月末日までに所轄労働基準監督署に提出してください。

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方に「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成29年3月策定)を配布してください。離職後、労働局に申請することにより健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所有者は無料で健康診断を年1回受診できます。





https://www.mhl w.go.jp/bunya/ro udoukijun/anzen eisei36/dl/18 09. pdf





https://www.mhlw. go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/00001 52476.html

5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置を徹底しましょう。

呼吸用保護具の適正な選択及び使用を行うほか、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を 設置し、作業環境の改善に取り組みましょう。





https://www. mhlw.go.jp/co ntent/113050 00/000654441 .pdf

(屋内用)





https://www. mhlw.go.jp/co ntent/113050 00/000654446 .pdf

(屋外用)

6 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させましょう。

また、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への 掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推 進強化月間(9月)及び粉じん対策の日を活用した普及啓発 等を実施してください。

粉じん対策の日とは、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的に実施し、その定着を図るために、事業場が主体的に毎月特定の日を設定するものです。





https://www.mhlw .go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyok uanzeneiseibu/fun jin kaisei.pdf 職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。 職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を 支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1) \sim (4) すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	健	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設(※)を営む							
		以下の3つの要	定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設し件を満たすもの。 4月 1 日時点で現に存する飲食店/②資本金 5,000 万円以						
(2)	労	働者災害補償	資保険の適用を受ける						
(3)	次	のいずれかに	該当する						
			業 種	常時雇用する 労働者数 ^{※1}	資本金または出 資の総額*1				
		小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下				
		サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、 複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下				
		卸売業	卸売業	100人以下	1 億円以下				
	その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、 運輸業、金融業、保険業など 300人以下 3億円以下								
			※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条	件を満たせば、中	小企業事業主となりま	す。			
(4)	事	業場内におい	NT、措置を講じた区域以外を禁煙とする	3					

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

1	喫煙専用室 の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、 天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ×
2	指定たばこ専用喫煙室 の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、 天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用

助成内容

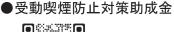
助成対象経費	助成率	上限額
上記①~②の措置にかかる工費、 設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・交付は事業場単位とし、 ${\bf 1}$ 事業場につき ${\bf 1}$ 回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置*2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。 ※2 同時期に行う措置で、①~②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。

🕑 厚生労働省・都道府県労働局

受動喫煙防止対策及び本助成金の申請については、下記のURL又は二次元バーコードよりご確認ください。

●職場における受動喫煙防止対策について





https://www.mhlw.go.jp/stf /seisakunitsuite/bunya/ko you roudou/roudoukijun/a nzen/kitsuen/index.html



https://www.mhlw.go.jp/s tf/seisakunitsuite/bunya/ 0000049868.html

21 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

騒音障害防止対策を更に推進するため、平成4年10月1日付け基発第546号「騒音障害防止のためのガイドラインの 策定について」が約30年ぶりに改訂されました。

事業者の皆さまへ

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

- 騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加
- 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、 必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断(騒音)における **4,000ヘルツの聴力検査の音圧を、**40dB から**25dBおよび30dB**に変更しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断(騒音)の二次検査での聴力 検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。



職場の騒音対策を確認しましょう!

ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか?

職場の体制	騒音障害防止対策の管理者の選任		
	元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助		
作業環境管理	騒音レベルの測定※		
	騒音レベルが一定(85dB)以上の場合は、改善措置 (騒音源の低騒音化・遮蔽など)の実施*		
	測定結果の記録と保存(3年間)		
作業管理	1 聴覚保護具の使用 ※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で 手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。		
	雇入れ時または配置替え時の健康診断(騒音)の実施		
	定期健康診断(騒音)の実施※		
健康管理	健康診断(騒音)結果に基づく事後措置の実施		
	健康診断(騒音)結果の記録と保存(5年間)		
	健康診断(騒音)結果の労働基準監督署への報告		
労働衛生教育	騒音障害防止対策の管理者選任時の教育		
力衡俐土教育	労働者への教育※		

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら



22 電子申請義務化について

2025(令和7)年1月1日より、労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されました。

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、 電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 unitsuite/bunya/koyou roudou/rou doukijun/denshishinsei.html

> 電子申請の詳細は こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せず に手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください!



23 熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター(地域窓口)の活用



産保センターを活用して 健康で安全な職場へ



1 窓口で**相談**したい

産業保健に関する専門家が、産業医、衛生管理者、 人事労務担当者などからの相談等に対応しています。 電話、メール、来所でも可能です。

3 治療と仕事の両立支援を希望している

事業者やがん、脳卒中等の労働者(患者)からの相談 に対応しています。また研修や、労働者(患者)や事業 場の間に入って、個別調整支援を行います。

5 健康診断後の医師からの

意見聴取をしてほしい

健康診断で**有所見者の方**については、医師からの意見 聴取が必要です。**労働者50人未満の事業場**について、 地域窓口で対応しています。

2 メンタルヘルス対策を取り組みたい

心の健康づくり計画、職場復帰支援、ストレスチェックなどの 相談に専門スタッフが対応します。また、メンタルヘルス研修 (管理監督者、労働者向け)を事業場訪問にて行います。

4 セミナーの講師派遣をしてほしい

各種団体や複数企業が研修等で集まる際に、ご要望に応じて**研修講師を派遣**いたします。健康管理やメンタルヘルス、 ハラスメントなどに対応しています。

6 **産業医の先生**を探している

事業場に合った産業医をご紹介するマッチング事業を行っています。また、産業医業務や衛生委員会などの産業保健についての相談や訪問支援等を行います。



熊本産業保健総合支援センター 〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24

(住友生命ビル3階)

TEL: 096-353-5480 FAX: 096-359-6506

労働者が50人以上の事業場は、産業医の選任、衛生委員会の開催、ストレスチェックの実施などが必要になります。 ご不明な点は産保センターまでお問い合わせください。

熊本さんぽ 検索

地域窓口	熊本地域産業保健センター	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内)	TEL: 096-366-6788 FAX: 096-366-6788
	八代水俣地域産業保健センター	〒866-0074 八代市平山新町4438-5 (八代市医師会健診検査センター内)	TEL: 0965-39-9531 FAX: 0965-39-9532
	有明地域産業保健センター	〒864-0033 荒尾市緑ヶ丘5-7-10 (たかき社労士事務所内)	TEL: 0968-72-3050 FAX: 0968-82-8844
	人吉球磨地域産業保健センター	〒868-0037 人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内)	TEL: 0966-22-3059 FAX: 0966-22-3059
	天草地域産業保健センター	〒863-0046 天草市亀場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内)	TEL: 0969-25-1236 FAX: 0969-24-4126
	菊池鹿本地域産業保健センター	〒861-1306 菊池市大琳寺75-3 (菊池郡市医師会立病院内)	TEL: 0968-23-1210 FAX: 0968-23-1211
	阿蘇地域産業保健センター	〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡市医師会内)	TEL: 0967-34-1177 FAX: 0967-34-1619

令和4年4月リニューアル

▶ 産業医との契約を希望される事業場は、ぜひお申込ください



事業場 と 産業医 の マッチング事業 の ご案内



事業場

- ①熊本産保ホームページの**申込フォーム** からマッチングサイトに申込する。
- ②産保から送信される「事業場情報」の 入力フォームに事業場の基本情報等を 入力の上、産保へ返信する。
- ③ 産業医活動を希望している産業医の情報等が通知される。
- ④産業医活動を希望している全ての産業医に連絡し、契約について話し合う。
- ⑤契約決定後、産保へ連絡する。

産業医

- ①熊本産保ホームページの**登録フォーム** からマッチングサイトに登録する。
- ②事業場から申込があった場合、「事業場情報」と「申込書(産業医用)」が産保から送信される。
- ③産業医活動を希望する場合は、「申込書(産業医用)」に入力の上、産保へ返信する。
- ④事業場からの連絡を受けて、契約に ついて話し合う。

●まずは、お申込から●



マッチング 無料 «



マップチング事業の申込み方法

●マッチングを希望する「事業場の方」および「産業医の方」はそれぞれマッチングサイトより申込(登録)してください。

熊本産保

Q



× 原 熊本県の「事業場」と「産業医」 をつなぐマッチングサイト



●申込(登録)にあたり、ご不明な点は電話またはメールで当センターまでお問合せください。

= 一ご相談についてー

「産業医の職務を確認したい」、「契約書のフォーマットが欲しい」など契約するにあたっての ご相談等も受け付けております。(訪問可能)

お問合せ先

熊本産業保健総合支援センター 熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階☎ 096-353-5480 FAX 096-359-6506 ☆ ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp

